

栃木県立博物館における AR コンテンツ作成業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「県」という。）が発注する「栃木県立博物館における AR コンテンツ作成業務」を受注する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務名

栃木県立博物館における AR コンテンツ作成業務

2 業務の目的

令和4年9月6日に国の認定を受けた「栃木県立博物館文化観光拠点計画」において、栃木県立博物館（以下「博物館」という。）はリアル展示の刷新やデジタル化したコンテンツ活用による「県内文化観光のゲートウェイ」かつ「文化資源間の接続点」としての役割を強化するとともに、県内文化資源のデジタル化及び同データの一元管理・発信を行うことによって「県内文化資源のデジタルプラットフォーム」として新たな役割を担うこととしている。

本業務では、その事業計画に基づき、博物館の展示品の魅力向上を図るため、展示品と連携した AR コンテンツを作成する。また、作成した AR コンテンツは、来館者のスマートフォン等で閲覧できるとともに、博物館で導入予定のスマートグラス等と併用して活用を図っていく。

3 委託料

3,500,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

4 予定契約期間

契約締結の日から令和6（2024）年3月29日（金）まで

5 業務内容

【AR コンテンツ作成】

- （1）企画提案書を踏まえ、県と受託者で協議の上決定した、博物館内の展示品と連携した AR コンテンツを7点以上作成すること。但し、博物館の展示ガイドやとちぎデジタルミュージアム“SHUGYOKU”（珠玉）の既存コンテンツで代替可能な内容（例：展示品の解説がスマートフォンで閲覧できる）は除く。
- （2）3Dモデルのコンテンツを作成する場合、3Dモデルの特徴を最大限に活かしながら展示品の魅力を引き出すものとする。2Dモデルのコンテンツを作成する場合には、展示品等の新たな鑑賞体験を可能とする工夫を行うこと。
※受託者は仮編集時及び納品前の段階で、必ず、県による確認（映像によるチェック）を受けるものとする。確認の結果、修正が生じた場合は、県の指示に従い受託者は速やかに映像の修正を行うこと。
- （3）作成する AR コンテンツは、いわゆる WebAR とし、一般的なスマートフォン等にプレイインストール済みの汎用ブラウザ等で利用できるものとし、また、デバイスへのデータのダウンロードなしに利用できるものとする（コンテンツ利用時のキャッシュを除く）。

(4) スマートフォン等のカメラを用い、AR マーカーまたは QR コードを読み込むことによつて、煩雑な操作なくコンテンツを利用できるものとする。

(5) 令和 5 年度の運用において、AR コンテンツ作成費以外の経費（サーバ使用料等）が発生する場合には、受託者が負担すること。

また、原則として、後年度に負担が生じない内容（サーバ使用料等含む）とすること。後年度負担が必要となる提案をする場合、所要額の見込みを提示するとともに、その優位性を説明すること。

なお、AR コンテンツの保存場所として、栃木県の共同利用基盤（仮想化技術を用いて県庁全体でリソースを共有して使うためのシステム基盤）の利用が可能である。

※企画提案に当たっては、それぞれの比較優位等を説明の上、複数の手法をあわせて提案しても差し支えない。

(6) 博物館で所有する予定のスマートグラス（※）において、ストレスなく動作するものとする。

※想定するデバイス及び仕様は以下のとおり

- ・ デバイス：EPSON 製スマートグラス MOVIRIO BT-40 及びコントローラー B0-IC400
またはその同等品
- ・ プロセッサー：Qualcomm® Snapdragon XR1
- ・ メモリ：4GB
- ・ ストレージ：64GB
- ・ OS：Android™10

(7) 受託者は、成果品の納品に先立ち、博物館において動作確認等を行い、必要に応じ速やかに修正等を行うこと。

【成果品】

(1) AR コンテンツは、汎用性の高いファイル形式（STL、3D PDF、jpeg、mp4 等）で納品すること。

(2) 全データを外付けHDDまたはSSDに保存して納品すること。

【管理運営業務】

(1) 業務の適切な管理・運営を行うこと。

(2) 業務の進捗状況等を県の求めに応じて報告すること。

(3) 委託業務完了後速やかに、事業実績報告書を提出して検査を受けること。

6 委託料の支払い

精算払を基本とする。

7 事業の実施に係る留意点

(1) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

(2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適

正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

(3) 本業務の遂行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。

ア 受託者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、一部の業務について、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。

イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

(4) 本業務によって作成される成果品の著作権等の取扱いは、次のとおりとすること。

ア 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、栃木県に無償で譲渡するものとする。

イ 受託者は本成果品について、栃木県及び栃木県が指定する第三者に対して著作権者人格権を行使しないものとする。ただし、本成果品をとちぎ文化芸術デジタルアーカイブに直接関係しない事業等に活用する場合、県は受託者と協議の上、実施することとする。

(5) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(6) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。

(7) この仕様書に定めのない事項であっても、県が必要と認める軽微な事項については、受託者は、契約金額の範囲内で実施するものとする。